

が、これはどうなつたか

と突込んだが議長取合はず日程に入り

一、大阪神戸兩市の中間地域に上水道敷設に關する建議案外十五件の建議案

を一括上程、委員長戸井嘉作氏(民政)の報告通り可決、次いで

一、請願二十五件

を一括上程、委員長松實喜代太氏(政友)の報告通り採擇、これにて日程全部を終了し

議長 本議會は短期間ではあつたが諸君の精勵により政府提出の災害豫算案並にこれに伴ふ法律案の通過を見るを得た、諸君の連日の勞を謝すと挨拶を述べ十一時三十分散會

一方貴族院は各重要案件を一瀉千里に可決し、十二月九日の最終日を迎へて無事會期を終了するに至つた。

(リ) 豫算案貴族院を無事通過

「貴族院本會議」九日、最終日の貴族院本會議は災害豫算案成立の日で、議場内もいと和やかに、全開顔顔を揃へ、議員の出席率もなか／＼よい、午前十時十五分開會直に日程に入り

一、昭和九年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

一、同各特別會計歳入歳出總豫算追加案(特第一號)

一、豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件(追第一號)

一、同(追第二號)

の四案を一括上程し豫算委員長柳澤保惠伯から同委員會の経過ならびに結果について報告あり、質疑を許し、對滿事務局問題を掲げて
關谷芳郎(公正) まづ滿鐵について質問する、滿洲の事件は鐵道から起る、鐵道の統一は國防の見地から結構だが、滿鐵をめぐつて日滿兩國の利害が衝突しないとはいへない滿鐵を一つの營利會社として經營されてゐるが一たび利害の衝突があると面倒な國際問題の發端となるから滿鐵を日滿の共有として經濟的利害を一致させる必要はないか、滿鐵の定款によると日滿兩國人のほか株を持つことが出来ないやうになつてゐる、しからば滿洲國政府ならびに滿洲國人は持ち得ないことになる、建國以

來三年を経てこの明文が改正されてゐないのは政府も會社も怠慢であると思ふ、政府の所信如何

岡田首相 滿鐵條例の改正については目下鋭意研究中である、株の所有についても篤と考慮する

首相と阪谷男と一、二應酬あり、男は自席から「條例を改正すべし」と要望し討論に入り

前田利定(研究) 豫算案中取分け早く實施せられなくてはならぬのは、東北地方の冷害、養蠶農村の救済といつてよいと思ふ、政府は一日も速かに實施しなければならぬと思ふがいふところと行ふところと異り臨時議會を開くのであるか開かないのであるか、足踏みしてゐるうちに月日は水の如く流れ漸く今日に至つた、然るに關西の風水害があつたので、これが動機となつて臨時議會となつた敢へて怠慢と申したくないが事實はその觀を呈してゐる、早急を要することを議すべき臨時議會が年の瀬迫る今日におよんだことは遺憾だ、活きのいゝかつをでなければ江戸前の料理人は廻の上には載せない、政府の内情からいへばやむを得なかつたかも知れぬ、しかし巧遅より拙速を貴ばねばならぬ災害國民の應急施設を講ぜねばならぬのではなかつたか、災害豫算は三年度を通じ二億一千餘萬圓であつて時局匡救豫算六億圓の巨額なりしに比較すればまことに小額に驚くのである、時局匡救豫算と災害豫算とは會計法上別個のものだがその使途は軌を同じくしてゐる、匡救豫算は九年度で打切られるが災害豫算は九年度と合すれば一億圓に上るだらうと考へるけれどもこれだけで事足れりとする政府の所信に對して私は疑ひなきを得ない、農村窮乏はさうなことでは到底救済できない、本豫算でこの救済をなさんとするのは隻手をもつて大河の決するを止めんとするに等しい、正に當面を糊塗するに過ぎない、東北振興の豫算もなによりはましであるけれど同振興調査會を善用すべく、さらに該豫算を提出せられんことを希望するさらに政府の信念として今後實情に即し必要な施設は考慮するに吝かでないと思はれてゐる、首相の信念の一角には今度の豫算では足りぬといふお考へが春の若草のように萌出してゐるのではないか上述の意味で本豫算に賛成する

と子一流の美辭麗句をつらね皮肉と含蓄のある賛成演説をなし、採決の結果全會一致原案通り可決確定、次で罹災救助基金法附則の適用繼續に關する請願ならびに政府所有米貸下に關する請願二件を採擇し同十一時四分散會した。

第三節 第六十六議會の成果

一 第六十六議會閉院式

岡田首相勅語捧讀

第六十六臨時議會の閉院式は十日午前十一時貴族院において行はせられた、この日天皇陛下には親臨遊ばされず岡田首相以下各閣僚ならびに近衛、秋田、松平、植原の貴衆兩院正副議長をはじめ各議員は午前十時前後して登院、十時五十分振鈴によつて式場に入り整列する。かくて十一時岡田首相は恭しく玉座に向ひ最敬禮の後、横溝内閣書記官の捧ぐる勅語書を拜し。
本大臣はこゝに勅命を奉じて閉院式の勅語を捧讀するの光榮を有します

勅語

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク
朕本日ヲ以テ帝國議會ノ閉會ヲ命シ併セテ卿等勳精克ク協賛ノ任ヲ竭セルノ勞ヲ嘉獎ス

と述べ、諸員最敬禮のうちに優渥なる勅語を捧讀し、終つて近衛議長は勅語書を拜受、同五分滞りなく式を終り諸員退場した。

首相參内奏上

岡田首相は十日閉院式終了後午前十一時三十分參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ、勅命を奉じて閉院式の勅語を捧讀し滞りなく式を終了せる旨を奏上、更に臨時議會の経過及び結果につき伏奏種々御下問に奉答して御前を退下した
【岡田首相に恩賜】 畏き邊りでは十日第六十六臨時議會閉院式を執り行はれたので當日岡田首相に對し御慰勞の思召を以て清酒一樽並に交魚一折を御下賜あらせられた。

【臨時議會成績】 第六十六臨時議會における政府提出案兩院を通過したるもの左のごとし

法律案 都市計畫法中改正法律案▲風水害による被害者に對する租税の減免猶豫に關する法律案▲凶作地に對する政府所有米穀の臨時交附に關する法律案▲昭和九年度法律第五號(昭和九年度一般會計歳出の財源にあつたため公債發行に關する法律)中改正法律案

豫算案 昭和九年度歳入歳出豫算追加案(第一號)▲昭和九年度各特別會計歳入出豫算追加案(特第一號)▲豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件(追第一號)▲豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件(追第二號)

建議案 今議會における兩院の建議案、請願などの成績左の如し、衆議院、建議案十八件うち二件審議未了(請願百件(採擇八十四件、參考送六件、審議未了十件) 貴族院 請願十二件全部採擇

此上は災害豫算の實施を急ぐ

岡田首相談

岡田首相は九日議會終了後次の如く語つた
本日昭和九年度追加豫算案を始め各種法律案が帝國議會を通過しましたことは誠に喜ばしい次第であります、衆議院においては豫算案審議の中途に若干の波瀾が起つて大部分進行が遅れましたが結局無事通過致し又貴族院においては極めて順調に審議が進行したのであります、兩院議員諸君が晝夜に互り精勵せられたことについて深く感謝致す次第であります、この豫算案及び法律案は主として本年各地に起つた各種災害に關するものであります、政府に於ては罹災地方の善後措置のためには出来るだけのことを致し度いと思つて居るのであります、この豫算成立に依つて直に計畫の實施に急ぐ積りで居ります、罹災地方の人々もこの際覺悟を新にし復興の意氣を愈々伸張せられんことを希望する次第であります。

二 臨時議會後の災害救済策

(イ) 災害復舊費の利子補給年割

内務省所管に屬する地方公共團體における昭和九年各種災害による復舊費その他に充つる借入金に對する利子の補給は十年度から十四年度までの据置期間に行ふもので總額四百七十九萬九千八百二十五圓であるが年割額は左の如し(單位千圓)

Table with 3 columns: Year (十年度, 十一年度, 十二年度, 十三年度, 十四年度), Interest Rate (年割額), Total (合計). Values range from 939 to 4791.

(ロ) 法律公布

今議會の協賛を経たる左記法律二件は十一月八日內閣より上奏御裁可を仰いだので十二月十日官報を以て公布された。
一、風水害に因る被害者に對する租税の減免豫算等に關する法律
一、都市計畫法中改正法律

(ハ) 昭和十年度稅收入見込 (大藏省發表)

Table showing tax revenue forecasts for 1934 (昭和十年度) and 1933 (九年度比較). Categories include Corporate Tax, Income Tax, Land Tax, etc. Total revenue for 1934 is 4,791,000.

外に臨時利得稅 三〇、〇〇〇
昭和二年 八九八、八七三 同三年 九一五、九〇〇 同四年 八九三、五〇五 同五年 八三五、〇四一

(ニ) 岡田内閣救済對策着々實施

岡田内閣組閣後全国各地を襲つた旱害、凶作、風水害等の災害を救済すべき災害豫算は十二月九日臨時議會を無事通過成立し、急々救済は急速實施に移される事となつた、今關係各省の實施方針を示せば次の如し
「内務省」内務省所管のものは何れも緊急を要するものばかりなので救済土木事業、地方借入金利子補給等の地方割當並に施行の根本方針を今日日中に決定次第事業費總額一億八千萬圓(國費一億圓、地方費八千萬圓)の内九年度分國費三千八百萬圓の豫算を交付し直に復舊、救済の實施に着手するやう關係府縣地方長官宛通牒を發することとなつた、災害復舊、窮乏農村救済實施方針の大綱は左の如くである
一、災害土木事業 事業費總額七千八百萬圓、内國庫補助三千七百萬圓を以て九、十、十一年の三ヶ年間に關係三十三府縣の災害地治水復舊を實施せんとするもので特に被害甚大、財政窮乏せる島取、高知、岡山、兵庫の四縣は元利の補給を行ふ
一、新規河川並に新規追加の河川改修事業 事業費總額二千三百六十萬圓(國費一千六百萬圓、地方費七百六十萬圓)で手取川(石川)小矢部川(富山)天神川(鳥取)千代川(鳥取)旭川(岡山)斐伊川(鳥根)の六河川改修工事を行ふ
一、災害土木助成事業 風水災害關係の中小河川改修、道路、橋梁改良、海岸の堤防、防波堤、護岸等につき地方費の他に國費二百三十三萬圓を補助して災害防止を主とした復興事業を行ふ
一、大阪港修築事業 今度の風水害で甚大な被害を蒙つた大阪港に對しては事業費に二千二百萬圓(國費一千九百十萬圓、地方費一千百萬圓)を投じ防波堤築造には工事費の七割五分、其他の工事には五割を各國費から出して昭和十四年度に面目し一新した大阪港の修築工事を完成せんとするものである
一、農村緊急土木事業 窮乏農村の農家救済をなすため九、十兩年度にわたつて事業費總額四千八百萬圓内國庫補助二千八百萬圓を投じて國道府縣道、町村道工事をして農民を使用して勞働を農家に落さんとするもの、この工事費は九、十兩年度に全部使つてしまふ
一、防波堤その他の施設 國費五十四萬圓を合せて事業費二百七十萬圓で左の風水害復舊を行ふ(イ)大阪府堺から岸和田迄の防波堤築造(ロ)堺市三寶に避難路を新設(ハ)西宮付近に防波堤を築造(ニ)兵庫縣尾崎に街路と運河を築造する
一、移轉住宅地補助 高知縣安藝町より室戸崎方面の風水害住宅移轉のため國庫より五萬圓補助
一、郷倉の建設 御下賜金を基礎に國庫から百六十三萬圓を支出して東北地方に四千の郷倉を新設する他、既設の郷倉一千倉を修築する
一、地方借入金利子補給 災害復舊のために要する地方借入金九年度分の内關係地方の災害實狀及び財政窮乏の事情を考慮して約三千六百萬圓に對する利子四分四十九萬圓を國庫より補給
一、衛生施設 事業費百四十五萬圓(國費五十八萬四千圓)を投じ左の事業を行ふ
(イ)大阪府外島嶼療養所復舊工事(ロ)大阪府立中宮精神病院補助(ハ)大阪府立刀根山結核療養所補助
一、醫療救護事業 全國無病師農材の農民治療を九年度分追加として國費三十萬圓を加へ農民保健に萬全を期す
「農林省」農林省所管のものは二千四百二萬四千圓であつて之が實施に當つては豫算の範圍内で最大の効果を收めることを期してゐる、その主なるものは次の如くである(單位千圓)

- 一、農事改良獎勵費 七二(東北凶作防止施設獎勵費その他)
- 一、害災その他施設費 二二、九〇一(國有林事業費、荒廢林地復舊を主とす)
- 一、災害費 五〇
- 計 二四、〇二三
- にして外に 二二、一六四

耕地事業、自作農臨時創設維持、荒廢林地復舊林道その他林業施設助成、漁港復舊、船溜船揚場及び築磯、漁船復舊、養蠶地方施設等の各助成費
これを地方關係別に見ると關西風水害が八百萬圓、北陸水害その他八百萬圓、東北その他冷害關係五百三十九萬圓、九州四國旱害四百九十八萬圓
凶作防止七萬二千圓に大別される、更に右豫算面に表れないものとして親貯藏獎勵費の餘裕金五百萬圓は九年度における復舊、匡救の各事業に振替へ
られる筈であり、凶作地に對する政府所有米の臨時交付法に基く五十萬石の政府米交付は積雪農村匡救に相當の効果をあげることを明瞭である、更に農
林、大藏兩省折衝の結果は災害對策施設の低利資金四千八百四十五萬圓の内二千二百萬圓を九年度に於て融通することになつてゐるのでこれ等全部を
合算すれば九年度において復舊匡救のために農村に對して供給される金額は追加豫算分二千四百萬圓、親貯藏獎勵費餘裕金五百萬圓、低利資金二千二
百萬圓、政府米五十萬石(石當二十五圓として千二百五十萬圓)で六千三百五十萬圓の多きに達する

【文部省】文部省所管災害豫算は一般會計二百六十八萬四千四百四十九圓、特別會計五十五萬五千三百三十七圓であるがこの災害豫算施行によつて新たに施設
救済される主なるものを挙げて左の如し

- 一、災害小學校建築費補助 九年度分は一萬九千圓であるが總數六百三十三校の建築費貸付金一千七百萬圓及びこれが年三分二厘の利子に對し八分の一即ち
八百三十一萬七千四百四十四圓を二十四ヶ年間に互り補助する
- 一、兒童就學獎勵(學校給食) 五十四萬九千三百十八圓を以て災害に依り疲弊困憊してゐる兒童の就學を獎勵する爲被服及び學用品一人當り三圓二十五
錢の給與及び一食四錢の給食を行ふが災害別に依る割當は關西風水害地において被服及び學用品の給與十八萬二千六百二十二圓、給食十六萬四千八百
九十一圓、旱害地において全部給食四萬二千八百九十六圓、冷害地において全部給食七萬五千四百三十二圓、北陸水害地において被服及び學用品給與
一萬五千八百三十四圓、給食一萬四千九百七十四圓、廉價低落部全部給食五萬二千六百七十三圓である
- 一、颱風災害調査及び救職員表彰 四萬圓を以て颱風事件關係調査料を頒布する外風水害に依り殉職せる中小學校教員二十三名を新たに制定した學校
救職員表彰規程に依る最初の表彰を行ふ
- 一、颱風對應施設 五ヶ年繼續總額百三十七萬七千二百四十圓を以て船上の氣象觀測を行ふため觀測船(經費五十萬圓)の新造、大東島、ラサ島、硫黃島
の三ヶ所に測候所新設、清水、室戸、潮岬、富崎、八丈島、父島の六測候所に無電發信設備をなす
- 尙以上の外大阪支臺、室戸、潮岬、伊吹山各測候所、富士山頂觀測所及び海洋氣象臺、三高、京大、阪大等の復舊、國寶姫路城の一部崩壞復舊、災害地
における史蹟名勝天然記念物數十件の保存復舊等である

【商工省】商工省關係の災害豫算は關西風水害によつて蒙つた中小商工業組合の共同施設補助費

- 一、昭和九年度分 廿五萬一千圓 一、同十年度分 九萬九千圓 合計三十五萬圓
- 並に豫算外國庫の負擔となるべき契約たる中小商工業復興資金融通損失再補償の二項である、即ち政府は關西風水害による被害中小商工業の復興に關し
ては當初より所謂自力更生を期待して補助金としては僅に商工兩組合共同施設に對するもの、卅五萬圓をあげ災害の中心たる大阪、京都、岡山、兵庫そ

の他各府縣が當該地方の一般銀行を指定し、指定銀行が融通によりて生じた損失に對し府縣の五割補償によつて復興資金の融通を行つたのと併行して政
府は昭和九年十二月より十年十一月に至る期間に府縣を通じて大藏省預金部低利資金及び銀行の自己資金約三千五百萬圓を融通し、以て府縣の損失額に
對しては豫算外國庫負擔契約に基き十分の二の七百萬圓を限度として再補償を行ふ

(ホ) 災害土木費割當決定

一、内務省通牒を發す

内務省では臨時議會の協賛を経た九年度分の各地災害土木事業費四千三百十萬八千圓、並に大阪港その他中小河川の災害復興土木事業費二百八十九萬五
千圓、農村應急土木事業費二千三百八十七萬七千圓の各府縣割當額を決定し十二月十二日各地方長官宛通牒を發した、災害復興土木事業費に對しては國
庫補助規程に基き國庫補助を交付するが、救急土木事業費割當に關しては冷害、旱害養蠶不況その他の災害情況を考究し農林省とも數次の協議を遂げて
割當額を決定せるもので東北六縣に對してもつとも重きを置いてゐるが各府縣に對して全面的に割當額を決定せるところに特徴がある、然して右災害復
舊復興土木事業費の十二月より三月末に至る就勞人員は四千三百二十四萬餘人に達す見込である

(ハ) 凶作地交付米は年内に交付

農林省豫定數量發表

「農林省發表」第六十六臨時議會の協賛を経た凶作地に對する政府所有米穀の臨時交付法による凶作道縣別交付豫定數量は十二月十八日農林省
から左の如く發表した

道縣名	市町村數	交付豫定數量	道縣名	市町村數	交付豫定數量
北海道	七二	一四、七三二、四	新潟	三八	一四、一一八、八
青森	九五	四九、三〇九、二	富山	四	二、八二五、二
岩手	一九〇	九七、〇四六、〇	石川	二	一、二一七、二
宮城	七九	四八、〇二三、二	長野	九	三、三六九、六
秋田	二〇	九、四九四、〇	兵庫	一七	七、〇二八、〇
山形	八〇	四七、三〇九、二	合 計	七二七	三三三、一三四、八
福島	一一一	三七、六六二、〇			

なほ同法施行細目に關する方針は左の如く決定、いづれも三回に分割して年内に交付する筈

- 一、米穀貸付又は交付を受ける住民の範圍
- (イ) 農業者又は農業勞務者及びその同居の家族にして一定の標準に基き食糧を配給するの必要ありと認めらるる者に限ること
- (ロ) 前號の標準は戸數割賦課額米作被害額等を參照して之を定むること
- (ハ) 原則として貸付に依る事とし交付は窮乏特に著るし者に限り之を認むること
- 二、一人當の貸付又は交付の數量

貸付及び交付を通じ一人當四斗以内とし戸數割賦課額、米作被害額等の程度に依り一人當數量に差等を設くるも支障なきこと

三、貸付又は交付の條件及方法

(イ)米穀の貸付又は交付は止むを得ざる場合を除くの外適當に分割してこれをなすこと

(ロ)米穀の貸付を受けたる者は貸付を受けたる數量の五分ノ一以上を毎年返還し貸付を受けたる日より五年以内に全額を返還することを要すること

但し凶作等特別の事由により市町村長の許可を受けたるときは返還期限を延長することを得ること

四、貸付又は交付を受けたる米穀の譲渡禁止

(イ)貸付又は交付を受けたる米穀は之を賣買其の他の譲渡を爲し得ざること

(ロ)前號に違反したるときは貸付又は交付したる米穀の價額に相當する金額を返還せしむること

五、その他必要なる事項 運賃負擔その他必要なる事項

(ト) 交付米貯蔵倉庫建設要綱

凶作地政府米交付法は十二月二十一日施行されるがこれに先だち十八日農相官邸に關係内務部長會議を開き打合せを行つたが、宮城縣の希望としては同縣産米の實收高は第二回收穫豫想よりも悪化する懸念があるので、實收高判明の上で半作以下の町村が殖えたときは同法に均霑させてほしいとのことで農林省としても一月の實收高により餘裕のある限りさらに適宜交付町村を増加すべき旨を答へた、然して東北以外の同交付米の貯蔵倉庫の建設獎勵を左の要領で實施することになつたがその貯蔵數量は約三萬石、獎勵金は約十萬圓見當の豫定である

一、倉庫の建設主體は昭和九年法律第五十二號第一條により米穀の交付を受けたる市町村たること、但し東北六縣の市町村はこれを除く

二、各道縣に對する配當は大體各道縣に對する政府所有米穀交付數量により決定する見込なること

三、倉庫建設費に對する獎勵金は一坪當り五〇圓以内とす、但し實際の倉庫建設費は右獎勵金の額を起ゆるも差支なきこと

四、獎勵金の交付を受け建設すべき倉庫は煙蒸可能なるものにして大體一棟の建坪本庫十坪以上のものとする

第十三章 第六十七通常議會

第一節 第六十七通常議會開會

一、冒頭議長選舉

第六十七議會は十二月二十四日を以て召集された、岡田内閣組閣以來最初の通常議會として最も注目せられて居る、元より幾多の重大議案山積し加ふるに前臨時議會以來殘された重要懸案の解決を要するもの一に今期議會の成果にかゝつて居る、政友會の反政府的行動と、民政黨の反政友的色彩とは先づ議會冒頭の議長選舉に依つて花々しく展開された。

「議長選舉」衆議院本會議は二十四日午前十時四十分から開會されたが、冒頭議長選舉といふだけに各派とも出席率頗る良く、早くも今期議會の雲行程かならざるを思はしめる緊張振りを示した、開會と共に

植原副議長 議長席につき

第六十七帝國議會は本日(二十四日)を以て召集された、本月十二日秋田議長より副議長あて都合により議長辭任の申出があり、副議長は岡田首相を経てこれを上奏したところ、首相から依頼免議長の通知に接した、よつてこれより議長選舉を行ふ、この手續は總て先例によるが、投票は無記名であり、候補者三名を連記することになつてゐる

目を宜し秋田君を先頭に氏名點呼により議長選舉の堂々廻りを行ふ、その結果

投票總數 三三八 (無効投票 一票)

- 二四〇票 第一候補者 濱田 國 松 氏 (政)
- 一八六票 第二候補者 宮 古 啓 三 郎 氏 (政)
- 一八四票 第三候補者 岡田 伊 太 郎 氏 (政)
- 一四八票 第一候補者 富田 幸次郎氏 (民)
- 一四〇票 第二候補者 増田 義 一 氏 (民)
- 一三八票 第三候補者 斯波 貞 吉 氏 (民)

外に横山泰造(政)森肇(第一控室)の兩名の各一票あり濱田氏は過半数の一九五票を優に突破して議長に當選す、よつて

植原副議長 衆議院規則第七條により濱田君が議長候補に當選された、然し他の二名はいづれも過半数に達せざるが故に決選投票を行はねばならぬ、ついで宮古、岡田、富田、増田の四君中二君を選舉されたい

と宣し再度堂々廻りに入る、その結果投票總數三五五票

二四四票宮古啓三郎氏(政) 二二二票岡田伊太郎氏(政) 一三〇票富田幸次郎氏(政)

となり、第二候補宮古、第三候補岡田兩氏が多數を以て議長候補に當選したこゝに於いて

植原副議長 副議長は直に岡田首相を通じ選舉の結果を上奏するつもりである、よつて議長の御任命あらば衆議院公報を以て通知する

目を告げ午後零時二十五分散會

「議長勅任」秋田清氏の辭職に伴ふ後任衆議院議長は二十四日議會の召集當日衆議院に於いて議院法第三條により選舉を行つた結果、政友會の濱田國松氏の當選を見その旨内閣に通告があつたので、政府では午後二時半より開會の繰上げ開議にこれを付議し直に上奏御裁可を仰ぎ同日午後四時宮中南溜間において岡田首相、吉田書記官長待立の上勅任辭令の傳達式を舉行し濱田氏に對し首相より左の辭令を傳達した

正五位勳二等 濱田 國 松

議院法第三條に依り衆議院議長に任ず

一、衆議院成立す 高木正年君の挨拶

十二月二十五日の衆議院本會議は午前十一時二十分から開會植原副議長議長席につき二十四日衆議院議長に勅任された濱田國松氏を紹介すれば濱田氏 私は諸君の推薦に基き昨日當院議長に就任して衷心深く感謝してゐる、御承知の如く我國の國情は誠に多難であり、衆議院の任務は益々重大である、かゝる時期に議長の椅子についたのであるからその責任また重大であると思ふ、願はくば諸君の同情ある援助により大過なきを期したいと一場の挨拶を述べ各派を通じて満場風の如き拍手を送る、この時植原副議長議長席を濱田氏に譲り濱田氏初めて議長席につく、これに對し議員側は最年長者たる高木正年氏(民政)を起たしめて答辭を述べしむることとなつたが、高木氏は近來健康勝れず歩行も思ふまゝにならぬ状態にあるので數名の守衛に擔がれるやうにして漸く壇壇に上り

高木正年氏 濱田君が無事議長職務を遂行するやう諸君の同情と援助とを願ひたい
旨の挨拶をなしたが、その聲頗る低聲なるがために殆ど聞き取れず誠に悲壯なる光景であつた、次で

秋田清氏(無所属)登壇、本月十二日一身上の都合により議長辭任を願ひ出たところ翌十三日依願免官の有難き御沙汰を拜した、願れば過去三年間各議會を通じて大過なきを得たことは、偏に諸君の同情による援助の結果に外ならず、誠に感謝にたへない、こゝに謹んで謝意を表する

とて前議長としての挨拶を試みればこれまた満場拍手を送つて麗しい情景を呈した、これに對しても亦年長議員として議員を代表して

高木正年氏 秋田君の辭職は非常に残念だが、時世の變化でやむを得ぬ、過去三年間の勞を多とする

といふ意味のことを覺束なく述べ新議長送迎に關する儀禮的議事を終つた、これより濱田議長衆議院規則第十六條により部屬の決定に入るべきことを宣し、直に部屬決定のための抽籤に入り部屬を定め休憩、部長理事の互選を行ふ、かくて午後零時四十五分再開議長は書記官をして休憩中に各部會に於いて選舉せる部長、理事を報告せしめ

濱田新議長 本院はこれを以て成立した、よつてこれを政府並に貴族院に通告する
旨を宣し直に散會。

三、議會開會詔書公布

第六十七通商會議は十二月二十四日召集され貴族院は即日、衆議院は二十五日成立を告げたる旨政府に通告があつたので内閣より直に右の趣上奏の結果廿五日官報號外を以て左の詔書を公布せられた

詔書

朕帝國憲法第七條及議院法第五條ニ依リ十二月二十六日ヲ以テ帝國議會ノ開會ヲ命ス

御名 御璽
昭和九年十二月二十五日

四、貴族院成立す

二十四日召集日の貴族院は午前九時十分振鈴議員三分の一に達するのを待つて近衛議長開會を宣し直に部屬の抽籤を行つた後同九時五十五分部長理事

各 國 務 大 臣 副 署

互選のため一旦休憩十時十二分再開議長は書記官をして各部に於ける部長理事互選の結果を報告せしめ

近衛議長 これにて本院は成立いたしました、よつてこの旨政府並に衆議院に通告いたします

と宣し同十七分散會した、尙ほ貴族院各派交渉會は同日午後二時研究會事務所を開會、常任委員の登壇につき協議した結果研究會、公正會交友俱樂部は臨時議會と同様一人の變更もなくその他會派は左の如く決定して同三時散會した、全院委員長徳川團順公、豫算委員長柳澤保惠伯、同副委員長大井成元

男外請願、決議、懲罰、資格各正副委員長は前議會の通りである

▲豫算委員(火曜)一條實孝公、廣司信輔公、細川謹立侯、中御門經恭侯、松平康昌侯、西郷從徳侯、佐々木行忠侯(同和)住々木八十八、阿部房次郎

川崎卓吉、江口定徳、岩田宙造、上山滿之進(同成)塚本清治、青木周三、丸山鶴吉、山本米三

▲請願委員(火曜)山縣有造公、島津忠永公、井上三郎侯、小村捷治侯、池田宜政公(同和)各務鎌吉、松本勝太郎、佐藤鐵太郎、土方久微(同成)金

岡又左衛門、武井覺太郎、大和田健三郎

▲決算委員(火曜)徳川義親侯、佐竹義春侯、徳川頼貞侯、山階芳麿侯(同和)宇佐美勝夫、松井茂、織田萬、光永尾郎(同成)加藤政之助、平沼亮三

油井徳藏

▲懲罰委員(火曜)岩倉具榮公、大隈信常侯(同和)嘉納治五郎(同成)菅原通敬

▲資格審査委員(火曜)山内豊景侯(同和)仁井田益太郎(同成)伊澤多喜男

第二節 通常議會開院式

一、貴衆兩院勅語奉答文可決

第六十七通商會議開院式は十二月二十六日午前十一時 天皇陛下親臨の下に貴族院に於いて嚴そかに舉行された、この日 天皇陛下には陸軍御正裝に大勳位菊花章頸飾他各種勳章御佩用、四頭立ての儀裝馬車に乗御第二公式由緒により午前十時三十五分宮城御出門、鈴木侍從長御陪乘、親王御總代高松宮殿下、王御總代梨本宮殿下を始め奉り湯淺宮相、本庄侍從武官長、松平式部長官、大谷次官、杉村主馬頭、鹿兒島式部次長その他供奉、近衛儀仗兵御警衛のもとに御順路を経て同四十五分諸員奉迎裡に貴族院御車寄に着御、近衛議長の御先導で便殿に入御、御先着の各皇族方に御對面、岡田首相以下各大臣平沼樞府副議長以下顧問官、近衛、濱田兩院議長、松平、植原兩副議長等に拜謁仰付けられ正十一時諸員最敬禮裡に式場に親臨、優渥なる勅語を賜はつた、かくて茲に漸く開院式を終へさせられ陛下には同十一時十分諸員最敬禮のうちに貴族院御出門宮城に還幸あらせられた

開院式勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク
帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ朕深ク之ヲ欣ブ朕ハ國務大臣ニ命シテ昭和十年年度豫算案及各般ノ法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム

「衆議院」衆議院は二十六日午前十一時半本會議を開會、濱田議長
本日開院式に當り優渥なる勅語を賜はつたので先例により奉答文起草の議事を進めるが、起草委員は議長に於いて指名する
旨を述べて十八名の委員を指名して休憩、休憩中右起草委員は議長室に參集まづ委員長に菅原傳氏(政友)を選舉した後、案文について慎重協議の結果

三三九

奉答文案を決定した後本會議を再開、まづ常務委員長登壇起草委員會の経過及び結果を報告し、委員會において起草せる左記奉答文案を朗讀した

勅語奉答文

恭シク惟ルニ 車駕親臨シテ茲ニ第六十七回帝國議會開院ノ盛式ヲ舉ケサセラレ優渥ナル勅語ヲ賜フ 臣等感激ノ至ニ勝ヘス 臣等慎重審議協賛ノ任ヲ竭シ上

陛下ノ聖旨ニ對ヘ奉リ下國民ノ委託ニ酬イムコトヲ期ス 衆議院議長 臣等田國松誠恐誠慎ミテ奏ス

採決の結果、滿場一致可決確定、議長は宮中の御都合を伺つて參内捧呈する旨を述べ正午散會

「貴族院」二十七日の貴族院本會議は午前十時十五分開會、劈頭近衛議長は前日開院式に賜はりたる勅語に對する奉答文案を朗讀、これを議場に諸

り滿場起立裡に可決し近衛議長は直に奉答文捧呈に參内のため退席、松平副議長議長席に着いて全體委員長の選舉を行ひ、投票の結果二百十四票を以て徳川團順公(火曜)當選、常任委員の互選を行ふため同四十分一旦休憩、十一時三十分再開、近衛議長より

議長は午前十一時參内宮中風風間において 天皇陛下に拜謁仰付られ本院の勅語奉答文案を捧呈したる所陛下より重ねて優渥なる勅語を賜はつた旨を報告全體起立裡に別項の勅語を捧讀した次で書記官より常任委員互選の結果を報告し近衛議長より明年一月二十日まで本院を休會する旨を述べ散會

勅語奉答文

貴族院議長 臣等近衛文磨誠恐誠慎ミテ

寂聖文武天皇陛下ニ上奏ス

愛ニ第六十七回帝國議會開院ノ盛典ヲ行ハセラレ優渥ナル勅語ヲ賜フ 臣等謹テ

敬旨ヲ奉體シ慎重審議協賛ノ任ヲ竭シ以テ 皇猷ヲ贊襄セムコトヲ期ス 臣等恐懼ノ至ニ任ヘス謹テ奉答ス

「兩院議長奉答文を捧呈」近衛貴族院議長、濱田衆議院議長は二十七日午前十一時參内風風間に進み 天皇陛下に拜謁仰付られ恭しく二十六日開院式に賜はつた勅語に對する奉答文案をそれぞれ捧讀これを捧呈した、陛下にはこれを御嘉納あらせられ左の優渥なる勅語を賜ひ入御遊ばされた

一、年内納めの衆議院

十二月二十七日の衆議院本會議は全體委員長各常任委員長選舉に對する政民兩黨の態度決せざるため定期に遅れて午前十一時開會直に休憩に入る、斯くて休憩のまゝ午後三時に越し休憩後四時間にして同四時五分漸く再開の運びとなつた、まづ濱田議長より勅語奉答文捧呈の経過を述べ

本日午前十一時宮中に參内風風間において 天皇陛下に拜謁仰付られ奉答文案を捧呈致しましたる所再び優渥なる勅語を賜はりましたと告げ滿場起立裡に議長は勅語を捧讀し、ついで恒例の通り全體委員長の選舉に移るその結果、二百二十九票にて 飯塚春太郎氏(民政)當選す、次に建議委員四十五名を設ける事を諸り異議なく可決の後、常任委員互選の爲同四時三十分一旦休憩、午後五時五分再開、休憩中に互選せる各部局長の常任委員の氏名を書記官より、その他の常任委員は本會議散會後各常任委員會で左の通り互選された

全體委員長 飯塚春太郎(民) 豫算委員長 砂田重政(政) 懲罰委員長 牧野賤男(政) 請願委員長 山本慎平(政)

決算委員長 村上紋四郎(民) 建議委員長 田中祐四郎(民) 旨を報告せしめ議事日程を終りついで議長より本會議の開會日は火、木、土とし質問日を火曜に定むることを諸り可決し、次に明年一月二十日まで休會することを諸りこれまた滿場異議なく可決して同五時十五分散會

第三節 昭和十年度一般豫算綱要

一、貴衆兩院議員に配布

昭和十年度一般會計豫算綱要是十二月二十五日午後印刷を終り二十六日の開院式終了後貴衆兩院議員に交付されたがその内容は左の通りである、なほ特別會計はまだ決定の運びになつてゐないが近く一般會計の分と切離して發表される事となつた。

編成の方針

昭和十年度豫算の編成に當り國際時局の情勢は陸海軍備の充實並に滿洲事件に關する經費に巨額の増加を必要とし加ふるに昭和九年各地に起りたる災害等の對策に要する經費亦多額に上り、歳出増加の傾向著るしきもあるも他方歳入にありては租税等の自然増收の趨勢前年度の如くなる能はず、又一部産業において時局の影響に基き増益顯著なるものあるを以て臨時利得税を賦課することとせざるも尙歳入の不足は著るしき情勢に在り、依つて一般諸經費は勿論上述の諸費に在りて成る可く節約を旨とし努めて公債の新規發行額の減少を圖り大體左記により昭和十年度豫算を編成せり

- 一、臨時利得税賦課の計畫を樹つること別項の如し
- 二、兵備改善に關する經費は緊急已むを得ざるものとして之を計上せり
- 三、滿洲事件費は成る可く節約の趣旨により計上したるも滿洲における航空部隊その他の兵備に關し特に經費を増額せり
- 四、災害對策に關する經費の本年度豫定額を計上せり
- 五、治水及港灣等の土木工事にして時局匡救費により完成せざるものにあつては成る可く計畫の全般に付所要の經費を計上せり
- 六、その他の新規事項は爲替相場の変動に基き國債元利拂に要する貨幣兌換差減等の差向き必要避け難き經費の外は成るべく之が計上を見合せた
- 七、歳入歳出差引歳入の不足は公債財源を以て補填することとせり

總豫算大要

昭和十年度總豫算の大體及びその前年度豫算に對する増減を示せば左の

區分		十年度豫算額	九年度比較増減(△)
經	常	一、三三五、五八七	八七、〇四四
臨	時	八五七、八二六	△一〇七、一六〇
普	通	一〇一、一七四	三六、七二三
公	債	七四九、六五一	△一三一、四五六
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七
合	計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
經	常	一、二九三、〇八二	四五、四一六
臨	時	九〇〇、三三一	△六五、五三二
普	通	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
公	債	七、〇〇〇	△一二、四二七
前	年	七、〇〇〇	△一二、四二七

營業收益	五〇、四九九	六、二七四
資本利子	一四、九〇三	四六〇
相續業	二八、九八三	二〇二
酒稅	三、九〇三	六〇六
清涼飲料	二二、五六二	△六、〇〇九
砂糖	三、五八七	一七八
織物	七、八〇二	三、五九九
取引	三三、四六七	二、七九八
關稅	一六、五二六	△九六六
印紙	二二、九一五	一五、六八二
官業及官有財産收入	二、五一	一八三
官業及官有財産收入	八二、二〇五	八、五九七
森林	二七六、四一〇	二一、四八六
專賣局	四一、〇七四	五、九四八
配當金	一九五、七一	七、五五六
刑務所	二六、五四〇	四、八七八
その他	八、八四八	三、〇七七
通信事業特別會計納付金	四、二三五	二六
日本銀行納付金	七八、〇〇〇	六五
雜收	二五、三六四	五、二二九
小計	三八、六三四	八八、八五七
教育改善及農村振興基金特別會計より繰入	一、三二九、三五六	△一、八一二
經常部合計	六、二三一	△一、八一二
臨時部	一、三三五、五八七	八七、〇四四
官有物拂下代	一〇、五九九	四、八二〇
雜收	二二、〇七五	一、〇七二
公共團體工事費納付金	五、二六二	△一、〇三六
公共團體工事費分擔金	八、四九六	四六二
學術獎勵金受入	三〇	一一七
計		一一七

特別會計より繰入	一〇、一二四	三五三
保險會社納付金	三、五二〇	—
輸出補償收入	七九六	—
滿洲國防費分擔金受入	九、八七三	九、八七三
臨時利得	三〇、三九五	三〇、三九五
特別會計殘金繰入	—	九、一〇〇
小計	一〇一、一七四	△三六、七二三
公債	七四九、六五一	△一三一、四五六
前年度剩餘金繰入	七、〇〇〇	△一、四二七
臨時部合計	八五七、八二六	△二〇七、一六〇
歳入總計	二、一九三、四一四	△二〇、一一六
豫算總額		
昭和十年度歳入歳出豫算の總額は左の如し(單位千圓)		
經常部	一、三三五、五八七	
臨時部	八五七、八二六	
普通歳入	一〇一、一七四	
公債	七四九、六五一	
前年度剩餘金繰入	七、〇〇〇	
計	二、一九三、四一四	
經常部	一、二九三、〇八二	
臨時部	九〇〇、三三一	
計	二、一九三、四一四	

昭和十年度歳出豫算の各省所管別金額を示せば左の如し

所管別	經常部	臨時部	計
皇室費	四、五〇〇	—	四、五〇〇
外務省	一六、八三〇	三、八二二	二〇、六五二
内務省	五〇、七三三	二〇、六四一	七一、三七四
大藏省	四四、八七〇	二八、五三三	七三、四〇三
陸軍省	一七、八〇三	三三、一五五	五〇、九五八
海軍省	三三、九七	三三、七六五	六七、七四二
司法省	三三、八四	三、二九六	三七、一四〇
文部省	二九、五七	一八、六〇〇	四八、一七七
農林省	三〇、五九三	六〇、九九	九一、五九二
商工省	五、四八八	七、九七	一三、四六五
逓信省	一、八六六	一、九八七	三、八五三
拓務省	一、九六七	一八、六三三	二〇、五九〇
計	一、二九三、〇八二	九〇〇、三三一	二、一九三、四一四

在りては資本金額(積立金を含む)の年七分に相當する金額個人に在りては三千圓を控除して算出すること			
ハ、課税利得は年額二千圓を超える金額に限ること			
ニ、個人に在りては營業所得六千圓に達せざるときは課税せざること			
ホ、税率は百分の十とする			
昭和十年度	三〇、三九五		
平年度	四一、〇九九		
兵備改善費			
所管別	既定	新規増加	計
大藏省	二〇四	—	二〇四
陸軍省	八三、四九五	三六、三二二	一一九、八一七
海軍省	七、二八五	一六、二六五	二三、五五〇
臨時部	七六、二一〇	二〇、〇五六	九六、二六七
經常部	一四四、七八〇	一〇一、五六二	二四六、三四三
臨時部	二九、一八六	七、八一六	三七、〇〇三
經常部	一一五、五九四	九三、七四五	二〇九、三三九
臨時部	二二八、四八一	一三七、八八四	三六六、三六六
經常部	三六、四七一	二四、〇八二	六〇、五五四
臨時部	一九二、〇〇九	一一三、八〇二	三〇五、八一二

災害救済費

臨時利得税創設

我國經濟界の現況は、まだ不況の域を脱せざるものと共に、一面一部産業は時局の好影響を受け其の業績好轉し少からざる増益を計上しつゝ、あるの情勢なり、よつてこれ等活況を呈しつゝ、ある産業に對し新税を設けて其の増大せる所得の一部を納付せしめ以て國庫收入の増加に資せんが爲左記概要の臨時利得税を創設することとせり

一、概 要

イ、法人に付てはその利得に對して課税し個人に付ては營業の利得に對して課税すること

ロ、課税利得は法人に在りては事業年度の所得より昭和六年以前二年間の事業年度の平均所得を控除して算出し、個人に在りてはその營業所得より昭和六年以前二年間の平均營業所得を控除して算出すること、但し前記の平均所得又は平均營業所得なきときは若くは過少なる場合には法人に

外務省所管(第一豫備金)	三、六五六
陸軍省所管	五、〇〇〇
海軍省所管	一六二、三五九
計	一八〇、六二七
災害救済費	二二六、〇七六

昭和九年年度	七〇、六九一
同十年年度	六六、一〇五
同十一年度以降	七九、二七九

各省所管別内譯		支出年度	
内務省	一、二一、七二二	九年度追加	三、一、九四五
災害土木費補助	三、七、三九九	十年度	五〇、八一六
治水事業費	二、五、一六八	十一年度以降	八、八七九
大阪港復興	一〇、九九四		三、七六四
修築費補助	二、七、七八七		七〇〇
農林その他應	一、六、三三六		一、三、三四〇
急土木事業費	一、八、七四六		八六五
郷倉奨励費	二、六、〇〇六		三、三、八三三
其	五、五、〇〇〇		一、五、五三三
大蔵省	三、八〇〇		二、〇〇〇
陸軍省	五、五、〇〇〇		五、五、〇〇〇
海軍省	三、八〇〇		二、六、二二二
司法省	一、六、五八八		二、〇、六八八
文部省	八、三、七一一		四、七、二二五
風水害罹災市町村立小學校復興建築費借入金元利補助	三、〇〇〇		一、二、三三三
災害地方其他市町村立尋常小學校臨時補助	九、三、三三三		三、〇〇〇
災害地方其他學齡兒童就學臨時奨励費	六、八、二七二		五、四、九
其	四、三、三三六		一、五、〇〇〇
農林省	三、七、〇三六		二、四、〇三三
風水害等復舊	二、一、五八五		一、一、七九九
施設費	二、一、五八五		一、〇、一、九〇〇
災害地方諸施設	二、一、五八五		一、〇、一、九〇〇
養蠶地方諸施設費	四、五、二二八		五、一、二二一
商工省	三、五、〇〇〇		二、五、一

逓信省	一一一	九六	一四	三四四
計	二一六、〇七六	七〇、六九一	六六、一〇五	七九、二七九

所管別		既定		新規増加		合計	
内務省	一、五、六一二	一、六、六一二	三、三、三三三	一、九、四四五			
大蔵省	二、〇〇〇	二、〇〇〇	九二	一、五、五三三			
陸軍省	一、〇七六	一、〇七六		二、〇〇〇			
司法省	一、〇七六	一、〇七六		二、〇〇〇			
文部省	一、〇七六	一、〇七六		二、〇〇〇			
農林省	一、〇七六	一、〇七六		二、〇〇〇			
商工省	一、〇七六	一、〇七六		二、〇〇〇			
逓信省	一、〇七六	一、〇七六		二、〇〇〇			
計	三六、七三一	三六、七三一	二九、三七三	六六、一〇五			

為替差損金

貨幣交換差減	三、五九〇
國債元利拂に要する貨幣交換差減	五、六、九〇四
在動伴その他臨時増給及び物件費等の増加	一、四、〇六二
計	七、四、五五七

公債内譯

震災善後公債	七、四五四
道路公債	五、五七四
滿洲事件公債	一、七〇、七五四
歳入補填公債	五、六五、八六七
計	七、四、六五一

歳計剩餘金

昭和八年度の決算上生ずべき歳計剩餘金は	七、七、〇九七
にしてその内翌年度に繰越したる歳出にして昭和九年度において使用すべきものの財源等に充つべき金額	四、四、〇一六

を控除すれば純剩餘金

七年度内	三三、〇八一
八年度剩餘金	一九、四二七
右の内既に豫算上財源に充當し若は豫算計書上將來財源に充當すべき見	一三、六五三

一、特別會計豫算案原案を可決

大蔵省では十二月二十八、二十九兩日午後永田町蔵相官邸に省議を開き、十年度特別會計豫算案を審議した結果、朝鮮特別會計のうち水利組合の事項は更に検討することとして臺灣總督府、關東局、樺太廳、南洋廳、鐵道及び通信各特別會計は次の如く主計局原案を可決し、十年一月八日の閣議に付議した上正式に決定(單位千圓)

臺灣總督府特別會計

▲歳入	一〇七、六六一
一、臨時部	一一、三一九
二、前年度剩餘金繰入	八、一三二
三、その他	三、一八六
▲歳出	一一八、九八〇
一、臨時部	九二、三八五
二、前年度剩餘金繰入	二六、五九五
三、その他	一一八、九八〇

樺太廳特別會計

▲歳入	二四、七七六
一、臨時部	三、七六〇
二、前年度剩餘金繰入	三、六四五
三、その他	一一四
▲歳出	二八、五三六
一、臨時部	一七、七九八
二、前年度剩餘金繰入	一〇、七三八
三、その他	二八、五三六

關東局特別會計

▲歳入	一六、七九九
一、臨時部	七、九三九
二、前年度剩餘金繰入	一、九四七
三、その他	四、九一五
▲歳出	二四、七三八
一、臨時部	一、〇七六
二、前年度剩餘金繰入	二四、七三八

朝鮮總督府所管

▲歳入	二四〇、四六三
一、臨時部	四七、八八三
二、前年度剩餘金繰入	二四、〇〇〇
三、その他	一二、八二五
▲歳出	二四〇、四六三
一、臨時部	四七、八八三
二、前年度剩餘金繰入	二四、〇〇〇
三、その他	一二、八二五

前年度剩餘金繰入	一〇、二〇〇
その他	八五八
計	二八八、三四八
▲歳出	二〇九、六四五
臨時部	七八、七〇三
常部	二八八、三四八

南洋廳特別會計

▲歳入	五、八二七
臨時部	一五〇
常部	九九
前年度剩餘金繰入	五〇
その他	五、九七七
計	三、一五六
▲歳出	二、八二一
臨時部	五、九七七
常部	三、一五六

鐵道特別會計

一、建設費	四八、〇〇〇
一、改良費	八七、七四二
一、自動車線設備費	三、五六六
一、國債償還金繰入	二一、八〇四
合計	一六一、一一二
(右に對する財源)	
一、公債募集金	三八、〇〇〇
一、鐵道益金	一〇一、二八八
一、資本勘定所屬雜收入	二、〇〇〇
一、前年度持越資金	一九、八二四

合 計	一六一、一一二
▲歳入	一四、五〇〇
一、公務	二一、四一〇
一、業務勘定過剰金繰入	二、八三〇
一、事業設備補充費繰入	二、四九八
一、電信電話設備負擔金	一、二九
一、雜收	五、三六八
▲歳出	三九、五五八
一、電話擴張	六七七
一、電信電話營繕費	二、三七七
一、營繕費(郵便局舎新築)	二、四二九
一、一般會計繰入	三、八一三
一、國債整理基金特別會計繰入(減債基金繰入)	一、八六八
一、災害費(風水害復舊十年度分)	六二〇
一、豫備金	五、三六八

通信事業特別會計

▲歳入	二九六、〇一〇
一、通信業務收入	二八六、五七二
一、大藏省預金部より繰入	九、〇〇〇
▲歳出	四三六
一、通信業務費	一八九、五九九
一、一般會計納金	七八、〇〇〇
一、豫備金	七、〇〇〇

三、十年度公債發行額八億二千餘萬圓

昭和十年度豫算案は十二月二十八日午後をもつて一般特別兩會計を通じて略その大綱を決定し公債發行額は交付公債を除き全部確定した、右によれば十年度公債發行額は八億二千六百十五萬一千圓となり、これを九年度の九億七千七百八萬六千圓に比すると一億五千九十三萬五圓の減となつてゐる、之を各公債發行豫定額について九年度と十年度の總額と増減比較を示せば左の通りである(交付公債を除く(單位千圓))

一、一般會計	昭和十年度	同	九年度	比較増△減
區分				
震災善後公債	七、四五四	一一、三〇六△	四、八五二	一、七一〇
道路公債	五、五七四	七、二八五△	一、七一〇	一一、四二八
滿洲事件公債	一七〇、七五四	一五九、三二五	一一、四二八	一三六、三二三
歳入補填公債	五六五、八六七	七〇二、一九〇△	一三六、三二三	七四九、六五一
計	七四九、六五一	八八一、一〇八△	一三一、四五六	
特別會計				
朝鮮事業公債	二四、〇〇〇	二九、四七八△	五、四七八	
樺太事業公債	—	三、五〇〇△	三、五〇〇	
鐵道公債	三八、〇〇〇	四八、〇〇〇△	一〇、〇〇〇	
通信事業公債	一四、〇九五	一四、五九二△	四九六	
震災善後公債	一四、五〇〇	四〇七△	一五、〇〇〇△	
小計	七六、五〇〇	九五、九七八△	一九、四七八	

第四節 第六十七議會再開さる

一、堂々たり岡田内閣の堅陣

「前奏曲」岡田内閣最初の通常議會たる第六十七議會は一月二十二日再開さる、事となつた、然して休會中政府並に政黨貴族院方面では對議會策を練り政府は三黨首會見を行ひ休會明議會に備へまた民政黨は正式に總裁を推戴して政府與黨たる旗色を鮮明に、其他は旗色鮮明ならざるも大體に於て解散を回避する様子が見受けられては居るが、急政機は熟し政黨方面では各黨とも二十日、二十一日中に大會を開き陣容を整理して議會に望むことになつた、先づ新たに總裁を得た民政黨は二十日黨大會を開き宣言決議を可決、町田新總裁の指名により新役員を決定して更新の氣を示した、引續き二十一日には政友會、國民同盟相次いで大會を開き今期議會に於ける兩黨の向ふ所を決定した。

「議會再開」第六十七議會は廿二日再開され貴族院は午前十時すぎ開會、岡田首相の施政方針の演説がありその内容には豫想された通り世人注視の爆彈動議の後始末には言及せず、逆に政友會が黨内擾亂策として好成績を有せざる内閣審議會の創設に關しその輪廓をしめし近く右に要する追加豫算を提出すべく公約し背水の陣を布いたことは注目し、廣田外相は外交關係一般にわたつて所信を披瀝し軍縮新協定の成立を希望し北鐵交渉の成立近きを説明、通商貿易調査に言及し國際聯盟退却の効果はいよ、三月に迫つたが帝國の進むべき道は確立してゐる旨を述べ、特に舉國一致の支援を帝國議會を通じて國民に期望した、右施政方針の演説後坂本俊篤男は燃料國策に關し加藤政之助氏は財政經濟に關し質問あり各閣僚これに答へ散會、衆議院は午後一時異常の緊張裡に開會、岡田首相、廣田外相の貴族院同様の施政方針の演説後高橋藏相の財政演説ありいよ、質問に入り政友會の島田俊雄氏先陣を承るがこの質問應答は複雑、デリケートな政府對政友會の動向を示唆するものとして注目をひいてゐる、ついで第二陣政友會の大口喜六氏の高橋財

政再検討のため財政經濟の追進的性質問、民政黨の代表質問者櫻内幸雄氏の施政一般の質疑の後夕刻散會した。

一、貴族院にて花々しき論戦

「貴族院」一月廿二日の貴族院本會議は午前十時十三分開會、左右兩翼にズラリ居並んだ各閣僚とも元氣一杯、民政黨新總裁の町田商相の顔が一際眼立つ傍聴席は超満員、議員の出席率もよかつた、書記官の報告の後國務大臣の施政方針演説に入り近衛議長にさしなねかれて岡田首相壇上につつた、モーニング姿は天晴れ宰相の貫祿「諸君！舊臘臨時議會において」と冒頭し別項の如き演説を十七分間で終る、ついで廣田外相の演説にうつり所信を披瀝して降壇、質問の第一陣を承り

坂本俊篤男（公正） 非常時局にあたり燃料國策を樹立しなければ、たとひ海上に百萬トンの艦艦を浮べるとも何の役にも立たぬ政府は明年度豫算上において燃料關係として僅に二百萬圓を計上したるに過ぎずかゝる二階から眼薬のやうな少額とは啞然としていふことばを知らぬ、國防上一日も忽せに出来ぬと考へるが政府の所信如何

岡田首相 政府としても坂本男の御所見と全く同感であつて相當研究中である、明年度豫算には北樺太油田助成費代用燃料工業費等を計上してありその他は調査の域を脱せず未だ經費を組んで御協賛を願ふまでに達してゐない、しかしあらゆる機關で研究を進め一日も早く國策を樹立して御希望に副はたいと考へてゐる

坂本男自席から更に注意を喚起し第二陣として財政經濟問題を提げ

加藤政之助氏（同成） 財政の前途は寒心にたへない、豫算總額廿二億に上らんとして歐洲戰前に比すると七、八億圓の増加だ、このうち國運の進展につれ必然的の必要上から恩給、國債利拂、爲替差損金、軍事費等全體の三分の二に當るものは逐年激増を迫るのみである、この外行政諸般費の増加はやむを得ないかも知れぬ、しかも財源に供すべき歳入は高橋蔵相のいふが如く自然増収も無く臨時利得税として三千萬圓の増税をなしたがこれでは到底財政基礎を堅實にすることは出来ない、この危局を打開する途を講ずることが政府の責任ではないか、蔵相は今日もなほ公債財源で軍事費を支辯すること、し増税を断行する考へはないのか、蔵相は英國とわが國とは國情が違ふから眞似は出来ないといふがわが赤字財政を如何に調整せんとするのか、また都市と農村の負擔に公平を缺いてゐる、これが均衡をはかるため大蔵省の調査はどうなつてゐるか、經濟界は何時公債増發を減ずるか、低利借換を行ふか増税を執行するか不安に思つてゐる政府の所信を伺ひたい

高橋蔵相 加藤君とは意見の相違があるやうに考へられる、加藤君は國家財政の前途は行詰ると考へるが私は財政の前途は決して行詰らんと考へる

と一流の酒脱味をみせ滿場笑裡に更に語を繼ぎ
豫算總額の三分の二を占める必然的に必要な經費で今日やつてをることが即ち將來わが財政を發展させるためにやつてゐることだ、政府は公債政策によつて國民の所得を増加せしめ、産業を興し資金の融通をはかつた、この結果が財政の膨脹ともなつた、臨時利得税は三千萬圓では少いが無いよりはマシだといはれたが常に國としては國民の懐に一旦このあつた場合に餘裕をのこしてよくと考へ今日も變らぬ、國民の懐中から搾つてゐるものは増税に應ずるに十分な餘裕があつたのである、しかるにわが國は減税でもしてやつて國民の懐を樂にせねばならぬやうな状態であつて見れば他國の眞似はすぐ出来るものぢやない、必ずしも他國をさう羨ましがらるには及ばない、都市と農村との負擔を比較すると確かに農村は對が悪い、そこで農村には一體負擔力を増進する餘地があるのかないのかといへば私は農村の生産力を向上させる見込みがあると思ふ、しかし課税方法については具

體的に調査を進めて公平を期せんとしてゐる、赤字公債を増發しようとは考へてゐない、成るだけやめ或は減じて行きたい、漸減主義にしたところで實情に即し新たな事情が出るにあながち實行出来るかどうかは保證が出来ない、低利公債借換へのため現金を準備せねばならぬとすると矢張り公債を以てこの用意をしなければならぬので今日さういふ餘裕はない

赤字公債の累増は如何なる點からその限度に到達するか、これはけだし二つの徑路がある

第一 は國民の通貨に對する信用が動搖して來ること、一般に紙幣を所有してゐれば損をする考へられる時期には公債も社債も危険と見られ悉くこれを賣放つて土地その他の「物」に逃げようとするから公債發行は忽ち行詰つてしまふ、しかし國民の通貨に對する信用は爲替相場が大の關係を持つのであつて、これが或る程度以下に低落すれば資本の國外逃避が始まり、物價は暴騰し、貨幣價值に對する信頼が動搖して來る、幸ひ國爲替は貿易並に貿易外收支の好轉から割合に安定を伴つてをり多少動搖したのはドルやポンドの側に原因してゐるが、今後爲替相場の動向については政府は食止めの理由から極めてこれを重大視し、もし國際收支が著しく悪化するふそれあれば輸入割當とか貿易管理等つき進んだ政策を施してもこれが低落を第一の公債消化力の行詰りの徑路は經濟界が好轉し一般事業資金の需要が據頭し、投資家としては利廻りの低い公債を買ふよりは有利な方面に資金を振向けるといふ時期が到來することである、これは赤字公債そのものは行詰るけれども一方租稅官業收入等の自然増収は殖え一般増税もやれることになるから、この徑路で行詰ることは何等懸念の要はない

とて公債發行限度に二つの徑路あるを説き圓爲替維持のためには徹底對策の意圖ある旨を明かにした、加藤氏自席から財政行詰りについて追究すれば蔵相「今日のまゝで」行詰るといふ加藤氏の言葉尻をとらへて擲論し加藤氏また一矢をむくゆ、かくて高橋蔵相也氏に對する弔辭を可決し零時十六分散會。

三、衆議院にても論戦花々し

「衆議院」一月廿二日衆議院本會議は午後一時十二分開會、再開劈頭に展開される政府對政友の攻防戦が大衆の興味を煽つて傍聴席は満員、濱田新議長着席直ちに開會、まづ過般逝去した議員藤井達也、高木正年、澤本與一、林儀作の諸氏に對し弔詞贈呈の件を可決しついで菊池良一、牧野野男、兒玉右二、大島寅吉の四氏登壇をそれ／＼追悼演説を試みる、ついで民政工藤鐵男氏自席より發言を求め

秋田清氏は先年議長に就任せられた際議長長の黨籍離脱問題が起きたが議長長の職責は至公至平であらねばならぬものであるため議長、副議長は會期中黨籍を離脱すべきものと思ふ、秋田前議長は離脱を認めずわれ／＼が當時提出した動議は否決されたが今回濱田議長は議長長の職責に鑑み黨籍を離脱すべきものと思ふ、濱田氏の所見如何

と質問の第一聲を議長に向くれば政友席「その必要なし」と喧々囂々反對の聲をあげ民政これに呼應して「黙つてさけ」と開會初頭から野黨、與黨の色彩を明瞭ならしめて議場頗る緊張する、濱田議長壇上から發言して

濱田議長 唯今工藤君の發言は驚と諒承した、このことについては追つて何分の御挨拶を申し上げます

と突つ放す、かくて國務大臣の施政方針の演説に入り、まづ岡田首相態々登壇貴族院に於けると同様の（別項）演説を試みる、聲量豊富議場の四邊にまで達する朝々たる演説をなし、ついで廣田外相の貴院同様の外交演説は満場を傾聴せしめる、終つて高橋蔵相民政席の拍手を浴びて登壇、前議會に比し頗る元氣な口調で（別項）の如く十年年度豫算案及びこれに關聯するわが國財政經濟の動向を指示する財政演説をなす、右終つて鳥田俊雄氏登壇、外交問題について先づ

島田俊雄氏(政友) 滿洲問題 滿洲國の獨立を扶け導き以て東洋の平和を確保し延て世界平和の基礎を立てようといふのであるが、日、滿、露間に解決の曙光を認め得たものが三年越の北鐵買収問題の一つしかなく思ふところかと思ふと心細い、北平、天津を中心とする北支那一帯に對して帝國の動きをどう導かうとしてゐるのか、先きの停戦協定以來この間に處して帝國政府としてなかんづく外交當局として餘りに無爲無策のやうに思はれるが如何軍備問題 來るべき海軍軍備會議でわが國の公正なる主張が貫徹せらるゝか否かはわが國の運命を支配すべき最重要問題である、豫備會議の帝國代表達が卓越せる活動をなしたことに對して本國及び駐米その他の在外々交當局等が如何なる活動をなしたか、使命と任務との上に眠れる外交機關を見ることの遺憾を禁じ得ない

通商貿易 われ／＼は最近の通商貿易上における躍進日本につきてわが外交機關があまりにも無作為なるを見て果然たらざるを得ない、われ／＼は漸く飽和點に達せんとしつゝある海外貿易に對して外交機關の一大活躍を期待して止まぬ、これに對し首相は果して如何の抱負を有せられるか更に院議尊重に關し問題の爆弾動議に言及し次の如く攻撃の鋒を轉じて

網紀問題 網紀問題就中司法部に於ける人権蹂躪問題に關しては豫審終結して被告何れも保釋せられたる今日、所謂拷問壓迫の事實の存否につき司法當局は果して如何の辯解があるか、近時屢々非違、違法あるを耳にするは司法權運用のために頗る遺憾とするところである帝人事件の場合ばかりでは無い、現に神奈川縣下ではこれを敢てしたる官憲に對して告訴を提起したる刑事被告人のあることを聞いてゐる

審議會問題 内閣審議會設置の必要につきは頗る疑ひなきを得ない、行政、財政、税制等施政全般に亘りて根本方針樹立の必要のためにこの機關を設けるとの趣旨ならば臨時利得税はその趣旨何れに在るか、赤字總計七億五千萬圓に達する十年度豫算に於いて、初年度見積額三千萬圓に過ぎざるこの新税は新規財源としては餘りに姑息ではないか、何故に暫くこれを猶豫し新設審議會の答申案の成るを待つてこれを實行するの舉に出でなかつたのであるか、なほまた内務省は何故にその審議答申を待たずして急遽地方制度の大改革を斷行したのであるか、さらに政府筋より盛に解散説が流布せらるゝやうであるが、その意味如何

岡田首相

匡救事業の費用は甚だ少いではないか、また院議は尊重せねばならぬ……かういふ質問であつたと思ひます、議會の院議尊重と民意の暢達を回することは最も必要であります、災害匡救等の對策の經費につきましては政府はこれが實施の上十分實情に即し適切なる處置を講ずるものであります、先に臨時議會に於いて成立し、また今回要求しました豫算をやつて行くつもりであります、しかしながら今後の事態によつて若し必要なるものがあります時には適當なる處置をとる考へてをります、農山漁村の恒久對策殊に經濟更生につきましては政府は更に力を致したいと考へてをります

小原法相

公判を懸なければ内容にわたつて一々申上げられないが、今までの調査によれば傳へらるゝが如き事實はないと信ず

大日喜六氏

政府の所謂十大政綱によくまされてゐる國防の充實、財政の基礎確立については政府は相當意を用ひてゐるやうだが、農山漁村の更生その他の一般的産業對策は殆ど顧みてゐない

とて詳細なる數字をあげつゝ内務、農林の十年度豫算が昭和八年度豫算に比し甚だしく縮小されたる事實を追究し更に豫算編成當時に遡り内務、農林兩省要求豫算の査定事實を見れば政府の所信いづれにありやと疑はざるを得ない、しかして右の事實は内閣の不統一を天下に暴露したものと大見得を切り

大日氏 政府は地方窮乏の原因を何と見てゐるか、これに對する政府の所見如何

ついで臨時利得税問題に移り

一、今回の利得税附加税の課税標準……政府はその標準點を昭和六、七年に置いたが同年は最も不況の時代である、この不況時代から見ても利得あれば直ちに重税を課するは不當である

二、新に國民に負擔を課するについてはそれによる政府の収入を目下の急務たる地方及び農山漁村の施設に充てるべきである、然るにこの収入を全然地方に使用せず却つて内務、農林、文部各省の豫算に大削減を加へたるは不可解である、政府の趣旨那邊にありや

の二點に質問の重點を置き政府の所信を質し最後に海軍豫算に言及し政府の答辯を促して降壇

岡田首相 農山漁村の窮乏原因は種々あり、單に一、二を捉へて問題とするは早計である、臨時利得税問題その他については事専門的にわたるから臆と簡単に答辯降壇すれば代つて

高橋藏相

課税標準を昭和六、七年に置いたのは政府として十分考究したところである、何ら不當ではないと信ずる

後藤内相

農山漁村の窮乏は住民の生活に於けるものと農山漁村自體の財政的窮乏とに區別して考慮せねばならぬため住民が産業經濟の上で實力を増せば、窮乏は餘ほど緩和されるものと思ふ、政府はその點について折角努力してゐる

農相席

農相席に見えぬため大日氏再登壇

大日氏 政府の答辯は全く核心に觸れてゐない

と前置きし後藤内相に向つて農山漁村生活難の内容を詳細に説明すれば内相一々うなづいて見せる、最後に岡田首相をきめつけ、自席に戻つた山崎農相に對し皮肉を飛ばし

大日氏 要するに政府の政策が當を得ざるはこれ即ち官僚政治の弊である、いづれ豫算總會で十分質問すると

八つ當りの質問を終つて降壇、ついで民政黨の代表的質問者として櫻内幸雄氏、民政席の拍手に送られ、悠然、和服姿で登壇

櫻内幸雄氏 岡田内閣に對しては、審議前内閣を援助したごとく、わが黨としては政策的に反せざる限りこれを援助するに吝かならず、岡田内閣成立當初に於ける十大政綱は最も時宜に適したものである、しかしこの政綱は殆ど具體化されてゐないのは遺憾である、この點につき首相の所信を問ふと與黨代表としての質問の緩急を巧に按排しつゝ軍備問題に移る

櫻内氏 政府の軍備に對する所信の中に「軍備を縮小して國民負擔を軽減する」の一項あるは頗るわが意を得たものである、しかし建艦競争を誘發せしめなだけ工作の用意あるを示すべきである

ついで日滿支の外交關係をはじめ經濟問題に言及して質問を展開し

一、支那がわが眞意を理解し漸く轉向の機運にありと聞くが政府はこの際適當の對策をとるべき考へありや

一、政府は増税を執行する以前に於いて政費の再検討をなし節減し得べきは節減し公債の低利借替へ等百万歳出の減少をはかり一面増収に於いても特別會計の繰入増加、官業の整理その他一般收入の増加をはかる如き増収の途を講じ然るのち増税に出づべきではなかつたか

一、現在の税制中には不動勞階級に薄く動勞階級に厚き不公平があるから増税能力を基準として改正すべきである

一、わが農山漁村、中小商工業動勞階級の惨狀苦惱は想像以上である政府では生活安定について如何なる方針ありや

一、資本主義の是正につき對策を講じ勞資協調、生産消費の調整指導その他を實現するは急務ではあるまいか

一、災害復舊の救済豫算は甚だしく不足でありその分配において甚だしく不公平があるとの非難がある政府の見解如何

櫻内氏最後に民心作興と綱紀肅正に論及し、聲を上げましつゝ、

最近官界の空気を見るに事務澁滞、生氣なく、一般に倨傲の風を生じたるはかの身分保障令に缺陷ありと信ずる、今にして官紀を振刷し空気を刷新せざれば救ひ難きにいたるであらう、政府はこの保障令を改正し、適當の措置を講ずる考へを有せざるや

官紀振刷を高調し、民政席の拍手を浴びつゝ、降壇外相の答辯後

大角海相 軍縮會議に於ける政府の要求は公正妥當であるからこれを排撃せんとするものに對してはあくまで毅然たる態度で帝國の主張を徹底貫徹せねばならぬ、また帝國は如何なることがあつても軍艦のトップを切る如きことはないが、たゞ萬一軍艦條約不調に終る如き場合は政府は明後年から艦艇の建造に着手せねばならぬが、それは現在の經費と遠からざるものであり、これによつて國防の安全を保ち得ると信ずる

首相 増税について政府は十分に注意を拂つたつもりであるが、將來更に増税をするかどうかは明言出来ぬものとしてもその時期と方法については特に研究を要すると思ふ、身分保障令を改正する如き意志は現在持つてゐない

内相 今回勇退せられた人はいづれも極めて優秀なる人物であるが……

といひかけるや政友席から「後藤内相自ら勇退してはどうだ」と彌次が飛び内相多少へさきさきながらなほ綱紀肅正につき答辯して同六時散會。

四、時難打開に舉國一致の實を擧ぐ

於貴衆兩院 岡田首相施政演説

帝國の東亞に於ける地位は漸次一般の理解する所となり帝國と友邦各國との親善關係は益々増進しつつあり殊に隣接諸邦との友好關係は、帝國政府の夙に努力を拂つて居る所であつてソヴェト聯邦に對しては滿洲國の北滿鐵道買收斂旋等諸種懸案の解決に力を盡し支那に就ては一日も速にその安定が回復せられ東亞の大局に覺醒して帝國と共に平和維持の重責を分たんとすることを衷心希望して居る、最近日支關係が稍好轉の傾向を見て居ることは寔に喜ばしき事と思ふ

日滿關係については對滿關係機關の調整に關し、前議會に於いて豫算の御協賛を得たので、官制その他關係勅令の公布を急ぎ昨年十二月廿六日をもつて内閣に對滿事務局を設け在滿帝國大使館に關東局を置き中央と現地と相協力して滿洲國の健全なる發展に寄與するとともに各般の方面に於いて兩國親善に基く最大の成果を擧げんことを期してをる次第である、現に兩國の和親は益々深く、東洋平和の確保愈々強きを加へつゝある事は御同慶に堪へぬ所である、この時に當り陽春四月の候をもつて滿洲國皇帝陛下が親しく 天皇陛下を御訪問あらせられる事は兩國の國交上寔に意義深き事と感激に堪へざる所である

帝國の對外案件中現に最も重要視してをるのには海軍々備制限に關する交渉である、ロンドンに於ける豫備交渉に於いて、帝國代表は關係各國代表と隔意なき意見の交換を行ひ、わが主張の貫徹に勉め來つたのであるが、關係國間の打合せにより右交渉は昨年をもつて一先づ休止し追つて適當なる時期の到來次第再開せらるゝこととなつてゐる、今次の交渉に處する帝國政府の方針については前議會に於いて開陳致した通りであるがこれによつて昨年末米國政府に對し華府海軍軍備制限條約廢止の意思を通告したのである、帝國政府はなるべく速に關係國との交渉が再開せられ、同條約に代り公正妥當なる新協定の成立を見るに至らんことを熱心に希望するものである

わが對外貿易は益々好調を續けつゝあるについては國際情勢に對應し適切なる貿易調整策を講じてこれが擁護に力を盡し本邦貿易の維持發展に遺憾なきを期するとともに關係諸國との利害の調節をはかることに勉めてゐる次第である

昭和十年度一般會計豫算總額は歳入歳出各廿一億九千三百餘萬圓で、これを前年度に比較すれば、二千餘萬圓の減少となつて居る、しかし歳出豫算に於いては、軍事費として相當多額を計上してあるが、これは現下の國際情勢に應じて國防の安固を期せんとするに外ならぬのである、この外滿洲事件に關する經費、昨年の各地災害等の對策の爲に要する經費、爲替相場の変動に基く經費の如き、相當多額を計上するの必要があり、その他の諸經費は勉めて増加を避け、尙上述の諸經費に就ても節約を旨とし計上した次第である、これに對し歳入に於いては經濟界の恢復に伴ひ、普通歳入に相當額の自然増収を見込むことを得、また新に臨時利得税を設けることとしたのであるが、歳入不足は尙巨額に上り、止むを得ずこれを公債財源に求むることとしその發行額は一般會計及び特別會計を合せて八億二千六百餘萬圓となるのである、臨時利得税はその收入見込昭和十年度三千餘萬圓であるが、わが邦の經濟界は今なほ不況の域を脱せざるもの、存する反面に於いて、一部産業が時局の好影響を受けつゝあるの状況に顧み、これ等活況を呈しつゝある産業に對し、臨時的課税をなしその増益の一部を國に納付せしむることとしたのである、かくの如く一部に於いて景氣の好轉相當顯著なるものがあるが、普く景氣の恢復を圖るには前途なほ幾多の努力を要するものがあり、農山漁村の經濟更生と一般中小商工業者の振興とに更に力を盡したいと思ふのである、産業の振興、國民生活の安定については政府の夙に意を用ひてゐる所であるが、その最も急を要するものとして米穀、蠶糸、肥料等諸般の重要問題につき、その適正なる解決に力を注がんとする次第である、昨年各地に起つた災害に對する應急善後施設のついては、前議會に於いて豫算の御協賛を得たのでそれらその實施を急ぎ速に効果を擧げんことを勉めつゝあるのであるが、今回提出の豫算に依り引續き必要なる施設を行ひ十分の努力を以て遺漏なきを期する考へである、殊に東北地方の不振はその由て來る所すでに久しくこれが根本の振興策を樹立することを緊要と認め内閣に東北振興調査會を設置した次第である

いはゆる國策審議機關設置に就ては、大體成案を得たので、來年度よりこれを設置し、以て國政全般に亘つて今後の大策を樹立し政治の刷新改善に重大なる寄與を爲さんことを期して居るこれに關する經費は遠からず追加豫算として提出し御協賛を願ふつもりである

目下内外時局極めて多事多難なることは改めて申すまでもない所であつて、政府は全國民とともにこれが打開に全幅の力を致さんことを期してゐるのである、乃ちさきに赤誠を披瀝して廣く所信を中外に聲明したが、緩急宜しきに従つてその實現に勉め憲法政治の眞髓を發揮して民意を暢達し、舉國一致の實を擧げて愈々國運の進展をはかりもつて聖明に對へ奉らんことを期してゐる次第である

五、不動の平和外交不脅威不侵略の原則

於貴衆兩院 廣田外相外交演説

世界何れの國とも益々和平親善の關係を樹立し互に交通通商の進展を計することは實に我對外方針の根幹とする所である、先づ滿洲國に於ては今や既に建國の基礎を完成しこの後の發達については異に

「日滿兩國國民の融和」協力を俟つものが多いと思ひますが就中經濟的方面に於ては益々有無相通し共存共榮の實を擧げんことを期待する次第である、ロンドンに於ける日英米三國の豫備交渉に對する帝國政府の根本方針は、徹底的軍縮を行ひ、攻撃的兵力の全廢若くは大縮減を實現し、以て各國をして他國よりの脅威を免れしむると共に、又如何なる國に對しても脅威を加へ得ざらしむることにある、而してワシントン海軍軍備制限條約は、今や右方針と相容れざるものがある爲帝國政府は昨年十二月二十九日を以て米國政府にこれが廢止の意思を通告しその結果同條約は昭和十一年十二月末日を以て廢止せらるゝこととなつたが、因より帝國政府はこれによつて進んで軍備擴張をなすが如き意圖なきは勿論、眞に軍備制限の精神に基く所なる方式によも同條約に代るべき新協定の成立を期せんとするものである、曩の豫備交渉に於いては關係國間に十分なる討議が行はれ、各國の見解も略々明白と

なるに至つた結果、この際各國代表が親しく本國政府と打合せを行ひ、これ迄の交渉の結果を寫と検討することが適當と認められ昨年十二月二十日一先づ交渉を休止することとなつた、而して帝國政府は右交渉が速に再開せられ、關係國間の友好的協力により、徹底的軍縮と

「不脅威不侵略原則」に基く公正妥當なる新協定を成立せしめ世界平和に貢獻せむことを切望するものであつて、これがため最善の努力を致さんとするものである、元來日米兩國は經濟通商の關係において他に例を見ざるが如き相互依存の重要關係に立ち兩國の間において何等衝突すべき原因を想像し得ないのである、又奮同盟國たる英國との關係については帝國の通商貿易擁護上同國との間に幾多折衝の必要あるものあるは事實であるが、世界のいづれの地においても雙方の利害調節を不可能とするものは考へ及ぶことが出来ぬのみならず日英兩國間の意思の疎通及び相互の協力は眞に世界の平和に重大なる貢獻をなすものなることは論を俟たざる所である、帝國政府は如上の關係よりして先づ英米兩國と前述の如き精神に基き交渉を進めたる次第であるが、前述の精神は尙延いて之を他の諸國にも及ぼし、特に隣接各國との間には常に善隣の誼を重んじ互に相侵迫せざるを旨とするものであります、ソヴェト聯邦との折衝に當りましても全く右の精神を以て進んで居る次第である、現に進行中の

「北滿鐵道讓渡交渉」は其妥結を見るの日も恐らく遠からざること考へる、之に依り日滿ソ三國の友好關係が愈強化せらるるとなれば、關東州三國共に本交渉所期の目的を達成する次第で、尙又帝國政府は進んで右以外の諸懸案の解決に努力し以て兩國關係の平和的進展を計らんとするものである、しかして今後一層この方針を徹底するがためにはひとより我方のみならずソヴェト聯邦側の誠意ある協力に俟つことの大きなは固よりでありまして、この觀點より致しましてソヴェト聯邦の極東殊に滿ソ國境方面における軍備に就ては相互信頼を増進する見地より同國政府においても十分の考慮を拂ふことを望まざるを得ないのであります、支那の政局は近來稍々平靜の状況を示して居るが、帝國政府としては支那に於ける共產黨の跳梁に對し引繼ぎ關心を持たざるを得ざる次第である、又地方によつては排日の風潮が今以て十分に沈靜して居ないのは帝國政府の甚だ遺憾とする所である、帝國政府は東亞における諸國との和親を大に重要視し、東亞の安定力たる地位に鑑みこれが實現に一層努力し度いといふ方針を持つて居る、而して從來兩國の間多年懸案たりし各種の問題が漸次解決を見、支那國民が次第に帝國の眞意を諒解するの傾向あることは帝國政府としても如實に之を認むるに吝ならざるもので、我方に於いて今後益々右傾向の促進に遺憾なきを期すると共に支那側においても右に對し一層の協力をなさんことを望む次第である、次に我國の通商關係を概観するに、諸外國に於ては依然として關稅引上

「輸入制限爲替管理」及び爲替補償稅等による貿易制限政策を行ひ特に我國との既存通商條約を廢棄し來る國もある、斯かる情勢は世界經濟恢復の大局から見れば甚だ遺憾な現象であり帝國政府は出來得る限り、斯の如き通商制限を緩和撤廢せしめ互の利益を増進する爲、關係各國との間に妥當なる諒解を遂ぐる様折角努力致して居る、客年六月初旬からバタヴィアにおいて開催された日蘭會商は未だ一々具體的妥協の運びに達して居ない、併し双方代表の過去六ヶ月以上に互に互の努力は、彼我双方の通商上の立場を明かにし、且諸種の誤解を除く事に効果があつた許りでなく、今後引續き交渉上重要な基礎を完成したものと信ずる、之を要するに國際關係の複雑にして動搖常なきは今日世界的現象であつて、この間に處して

「帝國の地位を固め」主張を貫徹するに大なる覺悟を要すると共に極めて慎重な態度を以てするを要する、特に帝國の國際聯盟退却は愈々來る三月二十七日を以て實現するので、に帝國の責任は一層重きを加ふるを感ずる、然し帝國の進むべき途は既に確立し、帝國の執るべき外交方針は前述の通對外國關係も畢竟國民全體の實力の反映であるので、上 陛下の大御心を體し、國民一致して奮勵努力を續けるならば、如何なる難關も無事これを通過すること困難ではないと信ずる、この重大なる國際時局に際し私は特に舉國一致の後援を翹望して已まぬ次第である。

六、景氣好轉の兆時局打開に國民の協力要望

於貴衆兩院 高橋藏 相財政演說

昭和十年度歳出豫算の編成に當りましては努めて節約を旨とし諸般の經費を計上致しましたが滿洲事件費及び爲替相場場の變動に基く經費は前年度に引續き相當多額を計上するの要あるに加へ、國際時局の情勢は陸海軍備の充實に益々巨額の經費を必要とし、昨年度内各地に起りました災害等の對策のため要する經費も亦多額に上りますので結局歳出總額は二十一億九千三百餘萬圓に達した次第であります、次に臨時利得稅に關し一言致します、我國經濟界の現況を觀ますれば一部の産業は時局の好影響を受け勢からざる利益の増加を見つゝある状況でありますからこれ等に對し臨時利得稅を課しその利益の一部を納付せしむること致しました、而して昭和十年度の收入見込額は三千三十餘萬圓であります尙本稅賦課に付必要な法律案は別途提出することに致しました

而して昭和十年度歳入不足の金額は前年度同様公債財源に依ること致しました、即ち昭和十年度に於いて一般會計の財源たるべき公債は合計七億四千九百六十餘萬圓であります、又特別會計の公債發行豫定額は七千六百五十萬圓、一般及び特別會計の公債發行豫定額は八億二千六百十餘萬圓となり前年度に比較し一億五千九百九十餘萬圓を減少致して居ります

これ等の公債の發行方法については従前の如く一應日本銀行をして之を引受け處理せしむるの方針であります、昭和七年以來政府の發行致しました公債は相當巨額に上つて居るに拘らず今日迄は良好なる成績を収めその大部分は消化せられ公債の急激なる増加に伴ひ易き諸種の弊害はこれを避くることを得ました、今後における發行分に就ても同様圓滑なる消化を期待して居ります

次に一般經濟界の情勢に付て申述べます、昭和七年以來政府は經濟界の不況を打開し景氣回復の目的を達せむが爲金融上に適切なる改善を施し以て低利なる産業資金供給の圓滑を計り、民間の努力と相俟つて我國財界の恢復に寄與したことは實言を要せざる所と考へます、即ち低金利の趨勢は漸次各方面に波及し短期及び長期の各種金利はいづれも顯著なる低下を示して居りまして、従て公債の低利發行の如きも相俟いで行はれ、昭和七年一月以降九年末に至る三箇年に於ける地方債の發行總額は十九億五千餘萬圓、又社債の發行總額は四十一億六千餘萬圓でありましてその内低利借換に係るものは地方債に於いて二十六億五千餘萬圓に達しました

從來我國金利の高率なることは産業發達上の一つの障礙となつて居たのであります、右の如き金利の低下により生産費を減少せしめた効果も少くないと考へます、又政府放出資金の浸透に伴ひ資金の供給も相當潤澤となり勞務の需要を喚起し國民貯蓄力の増大と相俟つて銀行その他金融機關の預金は孰れも著るしき増加を來して居りまして、今昭和九年末に終る最近三ヶ年に就いて見ますれば普通銀行及び貯蓄銀行の預金殘高においては合計十四億二千餘萬圓、又郵便貯金の殘高においては三億四千餘萬圓の孰れも増加であり、最近の一年間においてもその殘高において各六億八千餘萬圓及一億四千餘萬圓の増加を示して居ります、従て一般金融界は頗る平穩の状態を呈するに至りこれに伴つて經濟取引も漸次増加致しましたことは手形交換高の顯著なる増加によつて窺ひ知らるゝ所でありまして、尙物價指數の漸次補助貨流通高の増加重要物品生産高の増大、勞働者就業指數の向上、鐵道貨物輸送量の増加等によつて見ましても商工業方面に於ける景氣の好轉相當顯著なるものあることを證し得らるゝと考へます、併し乍ら未だ全面的景氣恢復の域には達して居らないのであります、特に農漁山村の方面におきましては經濟不況の改善遅々たるものがあり殊に昨年の災害に因り多大の損害を蒙る地方のありまことは洵に遺憾に堪へませぬが、政府としては此等罹災地その他の窮乏農村に對し最善を竭して其の復舊救済を圖つて居る次第であります

尙商工業方面の活況に伴ひ事業計畫の顯著なる増加を示し昭和七年一月以降三ヶ年に於ける諸會社新設擴張計畫資本總額は二十九億餘萬圓に達して居りますが、之に付減價を要する點は新會社の濫設を避くべきことでありまして殊に我國に於いては從來好景氣に乗じて或は不確實なる事業を企て或は不健全なる方法により新設會社の株式を募集する等動もすれば世人の投機心を助長し思惑熱を煽る弊がありその結果社會各方面に對し少からざる害悪を興へたる例に乏しくないのでありますから金融界は勿論一般國民に於いても今後には事業の内容及び計畫の適否に對し區別を加へ以て斯る弊害に陥らざる様充分留意するの必要があるかと考へます

次に外國貿易の状況を見まするに昨年中における我國の對外貿易輸出入合計四十六億五千八百餘萬圓に達し又輸入超過額は一億四千二百餘萬圓であります、これを前年に比較致しますれば輸出入合計においては七億八百餘萬圓即ち一割七分九厘の増加でありまして又輸入超過は五千六百餘萬圓の増加であります、而して今輸出入品の内容を見ますれば輸入總額の増加は主として原料品の輸入増加に因るものであり又輸出總額の増加は概ね全製品の輸出増加に因るものなることを知り得らるゝのでありまして、斯の如く原料品の輸入製品の輸出共に旺盛なるは國內産業の活況を如實に反映するものといはばなりません。

外國爲替管理法の施行後今日に至る迄の成績を見まするにその運用は圓滑に行はれ所期の目的を達しつつあるものと認められるのでありまして、圓爲替相場も過去二年の間著しき變動なく大體に於いて安定を保ちましたことは洵に欣幸とする所でありまして、然し乍ら國際間における經濟關係は依然として錯雜を極め國際爲替市場の前途は猶混沌たる域を脱しないのであります、從て我國としては國際收支の均衡を維持するに深く留意すると共に海外經濟情勢の推移に對し常に細心の注意を拂ひ以て機宜の處置を講ずるの用意が肝要であります。

額つて國際經濟界の情勢を觀まするに、各國共に自國經濟界の調整發達に鋭意努力を續けて居りますが未だ所期の効果を擧ぐるに至つて居らざるのみならず、通貨政策の方面に於いては一方に於いては貨幣制度に改革を加へて物價の引上に努むる國の存するに對し他方從來の金本位を維持するため極力財政の緊縮、物價の引下を圖りつゝある國も亦少からず、從つて通貨爲替の問題に關する國際的協調の如き容易にこれを期待し得ざる狀況であります殊に世界各國を通じて顯著なることは自國産品を保護し外國品の輸入を防遏せむとする風潮でありまして、通商上の障礙は益々高められむとして居ります右の如き傾向は究局に於て現下に於ける世界的不況を打開する所以でありませぬ、故に私は今後斯る狀況が速かに改善せることを希望すると共に國際經濟の圓滿なる運行と發達とを期するがためには各國互に協調して通商の便宜を増大することが最先の急務なりと信ずるものであります。

前述の如く國際經濟關係は依然として自然の發達を妨げて居る状態でありませぬ、この間に處して獨り我國經濟界の安定を期待すると謂ふことは甚だ困難でありますけれども、今日迄の經過に就て見ますれば幸にして大體に於いて漸次景氣恢復の道程をたどりつゝあるものといひ得るのであります、しかし國內全般にわたり景氣好轉を示す迄には至つて居らぬのでありまして、これが實現のためには今後尙多大の努力を要するものと申さねばなりません、而して我財政の前途に於いては幾多の問題を控へて居るのみならず今や我國は内外共に多事多難の境地に臨むに至つて居るのでありますから國民はこの際大いに奮起し不屈不撓の精神を以て協心戮力現下の非常時局を打開し國運の伸張に貢獻するの覺悟がなければならぬと信ずる。

岡田内閣 終

昭和十年五月十日印刷
昭和十年五月十四日發行

岡田内閣 奥付

發行人 兼 著作人 高田春造

東京市目黒區洗足一、三三九番地

印刷人 山田忠義

東京市龜町區富士見町二丁目六番地

印刷所 清華堂印刷所

東京市芝區田村町二丁目十番地

發行所 岡田内閣編纂所

電話銀座一三三三番

152B-16





